

上田しいのみ会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上田しいのみ会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に支給する報酬等の支給に関する事項を定める。

(報酬等の意義及び額)

第2条 この規程において、役員等に支給する報酬とは、役員等が上田しいのみ会理事会、監事会又は評議員会に出席することに対する報酬及び旅費とし、その額は次によるものとする。

① 理事、監事及び評議員に対する報酬 日額 5,000円

② 役員等が会議出席に要する旅費 1回につき 3,000円

2 役員等が、第1項に掲げる業務以外で、理事長からの依頼を受けて旅行する場合は、上田しいのみ会旅費規程により、費用の弁償を行うものとする。

3 役員等のうち、その住所が特に遠方の場合、第1項による旅費ではなく、別途上田しいのみ会旅費規程による費用の弁償をするものとする。

4 各年度の役員等1人あたりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で支給するものとする。

(支給方法)

第3条 報酬等の支給は、会議出席の都度支払うものとする。

付 則

この規程は、平成13年10月1日から施行し、平成13年6月1日に遡及して適用する。

付 則

平成27年6月1日から施行する。

付 則

平成29年4月1日から施行する。